

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース9月号 (No.142)

2015年9月16日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがおすごしですか。

戦争法案の国会審議が大詰めです。この間の運動が、政府を追い詰めています。このニュースが、みなさんのお手元に届く頃には参議院での状況がはっきりしていることでしょう。

どのような状況になるとしても、今回、全国各地で世代も立場も違うたくさんの人たちが声をあげ行動した経験は、私たちの大きな財産になるはず。誰かが何とかしてくれると待つのではなく、一人ひとりが行動することで少しずつ変えていくことができる！・・・そんな実感を一過性のものにせず、保育や福祉の分野の運動にもつなげていきましょう。

★夏季セミナー特集
・シンポジウム 3P～
・半田滋氏講演録
6P～

夏季セミナーの種が蒔かれたこれから…

私が全国経営懇の役員に成りたての頃、『北海道で夏季セミナーを開催しよう！』と、先輩役員によく声を掛けていただきました。その頃は「北海道で経営懇の全国研修？ ですか？」とどこか遠いことのように思ってきました。それまで夏季セミナーには北海道からは、毎年、1～3名の参加でした。

この9月に全国夏季セミナーを北海道で開催することとなりこんな機会はめったに無いと、理事のみなさんへ声を掛けあい、道内からは43名の参加がありました。北海道経営懇からは、理事への参加費半額助成も行い参加しやすくなりました。

初めて理事の参加があった法人も多く「良い研修だった」「帰ったら(園長と)話そう」など、手ごたえがあり、今回の夏季セミナーへ参加したことで少し広がりをつくっていたらいいなと思っています。

北海道は、この時期、本州より1か月早い運動会の所も多く、そして広いのです。全道各地からだと、札幌へ来るより東京へ行く方が近いという地域がほ

とんだのです。『ちょっと札幌へ』という訳にもいかず、残念ながら参加出来ない会員園もありました。

忙しくても、遠くても、経営懇に参加することで得られるものは何か？ と道の役員会で話されたことがありました。『本音で話せる仲間』『情報、それもぶれない情報』。全国各地での会員園のがんばりが日本の保育を動かしているかもしれない。

今回の北海道でのセミナーから、全国各地へと『平和』の波が広がって、9条を守るひとりひとりになっていけたらと思っているところです。

セミナー参加の皆様、遠い所をありがとうございました。

菅原信子

(経営懇役員、北海道・(福)葦の会のびろ保育園 園長)

社会福祉法人「改革」 社会福祉法等一部「改正」 法案、今国会での成立は困難な見通し！

社会福祉法等の一部「改正」法案は7月に衆議院で可決され、参議院におくられましたが、現在開会

中の国会での成立がかなり難しい状況になってきました。

この間、団体署名や FAX での要請行動を継続して行ってきたことも大きな力になっています。詳しくは、権利としての福祉を守る共同実行委員会ニュースをごらんください(同封資料参照)。

処遇改善加算に関する 事務連絡出される

3月末に出された通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に加えて、処遇改善加算の取り扱いに関する事務連絡が8月28日に出されました（同封の資料集に掲載）。

この間、処遇改善加算をめぐるキャリアパス要件の内容等について、各地から全保連や経営懇事務局に問い合わせがきていました。おそらく、同様に問い合わせが国や自治体にも多く寄せられていたものと考えられます。

事務連絡によれば、保育所の場合①「H24年度の賃金水準（処遇改善臨時特例事業による改善は含まない）」に、②「人事院勧告（国家公務員の給与改定）に伴う公定価格の改定分」を加えた額（①+②）の3%以上の賃金改善をするようにと求めています。この計算方法自体がわかりづらいため、事務連絡ではモデルケースを示し説明しています。ただし②も含めた3%という扱いでいいのか問題もあります。いずれにしても、各法人・園で実際にどうなるのか試算し、疑問点を確認していく必要があります。

また賃金改善の方法は、なるべく賃金体系の基礎の上乗せ（ベースアップ）を求めています。今年度は初年度のため円滑な施行に配慮した運用も可とする、とされています。この点については、福岡・

（福）紅葉会の原田さんが整理していますので、同封の資料集をごらんください。

キャリアパス要件については、Q&Aでふれられているのみです。現在のところ、キャリアパス要件で必要となる研修内容については、厳格な縛りはありません。施設・事業所の実情に応じて研修の機会を保障していればいい、という考え方です。能力評価についても同様です。今年度は、今のところ国が示している内容を各自治体で確認してキャリアパス要件分が減額にならないよう対応させましょう。

（※なお、この事務連絡に関しては、月刊「保育情報」10月号でもとりあげられます。）

近畿・東海経営研究交流会のご案内

第13回近畿・東海経営研究交流会が、10月29～30日に大阪にて開催されます。この交流会は、実行委員会形式で、2年に一度開催されています。保育分野だけでなく、高齢・障害の分野も含めた経営研究交流会です。

今回は、特に、社会福祉法人「改革」の動きを受けて、1日目の記念講演でもこのテーマをとりあげています。2日目は分科会のあと、最後にアーサー・ビナード氏の講演『「戦争する国」ゴメンです！「積極的平和主義」で日本はどこへ行く？』が予定されています。

第13回近畿・東海経営研究交流会

2015年10月29～30日／於：ホテルアウィーナ大阪

参加費：10,000円 ※資料が必要な方はご連絡ください。

第18回夏季セミナー

第18回経営懇夏季セミナーが札幌市にて、9月6～7日に開催しました。経営懇としては初めて北海道でセミナーを開催しました。21都道府県から145名が参加しました。北海道からは43名が参加しました。



●シンポジウム

各地の状況は様々～児童福祉法24条1項と民間保育園



1日目のシンポジウムでは、佛教大学の杉山隆一氏をコーディネーターに、各地の状況を出しあいながら、児童福祉法24条1項をどう活かすのか考えあいました。

◆新制度施行後の状況～自治体によって様々

新制度施行後半年が過ぎましたが、自治体の考え方や財政状況等によって、実施状況や対応が様々であることが浮かび上がってきました。

愛知県名古屋市長：市は、これまで維持してきた公民間格差是正の運営費補給金について、2017（H29）年度以降は見直すと言いだしている。公定価格と内容が重なる市の単独補助は相殺された。

名古屋市は小規模保育B型が多く企業の参入率が高い。保育分野への企業参入が多くなると、イコールフットINGで退職金共済掛け金の補助打ち切り等が行なわれる危険性も高くなる。また保育内容・保育条件が一定以上に保たれるよう、国に小規模保育事業の監査基準を示すよう求める必要がある。

あいち保育共同連合会
石井さん（新瑞福祉会）



北海道苫小牧市長：保護者の就労状況が変わるだけでも煩雑な事務手続きが必要で園も自治体も事務量膨大。延長保育の補助金等、委託費に含むと言われるが明らかに減額状態。試算をすると、短時間認定が多ければ多いほど、運営が厳しくなる。

8月に、市内の全施設（法人立保育所・公立の他、

苫小牧市・拓男おひさま
保育園、遠藤さん



認定こども園、地域認定型保育事業も含め）で、子どもの接遇や保育士待遇等に差が出ないように、苫小牧保育団体

連絡協議会という組織を立ち上げた。市も事務局に入っている。

大阪府大阪市：橋下市長のもと、新制度施行以前から1歳児の配置を5対1から6対1に切り下げ、面積基準も緩和された（ゼロ歳児1.65㎡に）。大阪府は、



新制度以降も面積基準の緩和を国に要望した（5年限定）。さらに公定価格に含まれる単独補助は削られ、公定価格は上がったと言われるが全く潤っていない。今のところ、認定こども園を推進する動きは見えないが、待機児童解消は小規模保育事業でと考えているようだ。市は公立保育所を民間委託ではなく民間移管にする。企業参入も認められ企業立が増えてくるのではないかと危惧される。

東京都世田谷区：世田谷区は新制度を積極的に推進しようとはしていない。条例にはゼロ歳児5㎡と看護師配置を明記した。1歳児5対1。今年度については、全員標準時間認定でスタートしている。区議会で「保育の質のガイドライン」（保育内容、設置基準等明記）を全会一致で策定。パブリックコメントもとって現場からも声をあげてつくった。地域園長会に区の課長を呼んで学習会を重ねてきた。積極的に新園建設にも応じるなど区との信頼関係をつくってきた。

大阪府堺市長：堺市は旗を振って認定こども園移行を推進。7割が認定こども園に移行。移行の背景には①自力で子どもを獲得し経営を守る、②保育所は気になる子どもの受け皿になる、③認定こども園の方が運営が楽、④認定こども園の数を増やして数の力で意見を通したい等の考え方があるようだ。年齢別で人数分出ていた補助金も見直された。保育所・認定こども園それぞれから代表をだして、園長会の組織づくりを模索している。

北海道旭川市長：市は、新設の施設・事業（計13施設）に、巡回支援を行っている（月に2回。小規模は1回）。支援員は市職員ではなく、育成会（認可保育園の組織）がうけおって、2人一組で巡回

している。行ってみると質問されることも多い。公費が支出されているので認可保育所と同じような保育をどの子どもの受けられるようにという思いで育成会の支援員も巡回しているのではないかな。

静岡県静岡市：昨年度から小規模保育事業が実施されているので監査が始まっている。公立保育園の元園長等が担当する巡回支援（年に 2～3 回）も開始。小規模保育事業の連絡会では、巡回指導に関する警戒感もある。

静岡市の公立は認定こども園に移行した。認定こども園で育休退園はないはずだが実際は退園させられている。

大阪府大阪市：5 年前に大阪市の民営化を受託し運営してきた。ところが、民間移管の対象園になって「移管を受けたければあらためて手をあげるように、この間の委託の実績は関係ない」と言い渡された。建物はボロボロでも購入し土地代も支払う、20 年後には更地にして返す、とひどい契約内容。続けてやりたいという思いもあるが、市の補



助金は少なく購入費用等の確保も厳しい。契約内容の改善等、声をあげていきたい。

神奈川県鎌倉市：鎌倉市は今年 4 月時点での児童数で年間の収入見込みを出して昨年度より少ない場合は、補助金を出すとした（2 年間限定）。年間の実績に応じて年度末に調整する。鎌倉市は新制度で収入が増えることはない、と考えている。

各地からの発言の中では、新制度を契機に育休退園をうちだした市に対して保護者が裁判にたちあがっている（埼玉県所沢市）、委託費の請求書が給付費となっていたが是正させた（福岡県）など、自治体の運用に対して改善を求める動きがあることも報告されました。

自治体へ改善を求める際、まとまって声をあげる

ことが大事であることは報告からも浮かび上がりました。大阪市では、1 歳児の配置基準（5:1 に戻すこと）と保育料減免の 2 点だけは、園長会として取り組もうと一致しています。堺市では、自治体と話ししていく上で組織が大事、という観点から園長会の組織のあり方を模索しています。その意味では、苫小牧市で全施設が参加する組織が立ち上げられたことも大きな意味があります。施設・事業間の格差をなくし、子どもに平等な保育を保障する一歩といえるでしょう。

また、当事者である保護者と一緒に自治体に要望するとりくみが重要です。愛知から、保護者が交渉の前面に立つと自治体もいい加減なことは言えない、と名古屋市との交渉の教訓も報告されました。

◆認定こども園への誘導をどう考えるか

自治体の状況とあわせて、認定こども園への移行を誘導するような動きにどう対応すればいいのか、という質問も出されました。認定こども園への移行問題については、様子見をしている状況もあって、まだ流動的です。しかし、経営的にどっち得かという観点はあっても、子どもや福祉をどう守るかという観点がない、という問題点があるのではないかと指摘がありました。

そもそも 1 号認定と 2 号認定の公定価格の差が大きいという問題もあるで、公定価格を開所時間・日数に見合うように改善させることや、どの施設にも必要な加算はつけさせるなど、要求していくことが大事だという発言もありました。

また、昨年度、経営懇が全国の民間保育園に送ったリーフ「24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫きましょう」が力になったという声も出されました。

◆児童福祉法 24 条 1 項を活かして運動を広げよう

自治体ごと様々な状況があることが指定発言やフロアからの発言で明らかになりました。まず、それぞれの自治体での状況や問題が、新制度での問題なのか新制度以前からの問題なのかを整理し見極めながら、必要な改善を求めることが重要であり、そのためにも新制度の正確な理解と運用実態の把握が欠

かせない、とシンポジストの実方伸子氏（全保連事務局長）が指摘しています。また、当事者である保護者と一緒に改善を求めていくことも重要な視点だ、と強調されました。

杉山氏は、現在の政策の流れは、20年前に提起された社会福祉基礎構造改革がベースになっていることを指摘しました。社会福祉法人「改革」もその流れの中に位置づいています。公定価格の問題も、大きな視点から考えると、就学前教育への公費支出の割合が OECD 諸国と比べても低すぎるのが背景にあります。公費支出を増やすことが改善の一つのカギを握っているともいえます。

そうした大きな流れをふまえた上で、子どもたちの保育を受ける権利を国や自治体に保障させていくために児童福祉法 24 条 1 項をどう活かすかが、問われています。児童福祉法 24 条 1 項の意味を繰り返し確認し、意識的に活用することが重要です。

24 条 1 項は、子どもの保育を受ける権利の保障責任が自治体にあることを示しています。民間保育所が市町村の委託を受けて保育を実施することは、保育を受ける権利を保障する責任を果たしていることになります。民間保育園は、権利保障の仕事をしているといえます。そう考えると、民間保育園の果たす役割はさらに重要性を増しています。直接契約ではなく、市町村の委託を受け保育を保障する保育所だからこそ、国・自治体に改善を求めていくことができます。24 条 1 項の形骸化が狙われているなかで、24 条 1 項を活かした保育行政となるよう、各地の実践や教訓の交流、制度の理解を深める学習を広げていくことを確認しあいました。



杉山隆一氏（佛教大学）

●活動交流 平和のとりくみ・社会福祉法人 「改革」問題へのとりくみ

2 日目の前半は、活動交流として平和のとりくみと社会福祉法人「改革」問題へのとりくみを交流しました。

◆保育は命を守り育てる仕事、だから私たちは平和を求めろ！（愛知・（福）熱田福祉会・平松知子）

愛知では、福祉・保育関係者で平和をアピールする集会を行いました。そのとりくみ報告を中心に、保育とは命を守る仕事であることから、保育を通して保護者とも一緒に平和の大切さを伝え平和を守る取り組みを続けていきたい、という発言でした。



名古屋市・けやきの木
保育園、平松さん

◆社会福祉法人「改革」問題へのとりくみ

この間の経過と共同実行委員会のとりくみについて、森山事務局長からの経過説明と、兵庫・（福）あゆみ福祉会の松川修氏から報告がありました。

兵庫では、経営懇の会員園でもある 5 法人が集まり、法人「改革」の動きに対抗して、合併も視野に入れた「経営を考える会」を立ち上げました。具体的に期限を 3 年と区切って、合併に向けた課題を検討し始めています。共同保育から認可保育園にという歴史を背負っている・保育内容もいろいろで、合併は難しいという風に考えがちですが、理念は共通するものがあることや、合併した場合は民間移管にも応じるなど地域でさらに役割を発揮できるようになるといった可能性や夢も語りあいながら、検討を進めていることが報告されました。

◆平和も保育も法人「改革」問題もつながっている

～憲法をいかして子どもを守ろう！

2 日間の最後に、セミナーアピールを提案し、参加者のみなさんと確認しました。

第18回経営懇話会夏季セミナーアピール

平和は一人一人の心から～日本国憲法をいかし、子どもたちの笑顔と未来を守りましょう～

今年、私たちは戦後70年を迎えました。子どもたちが健やかに育つためには、平和な社会であり続けることが大前提です。この間、軍隊を持たない、戦争をしないことを国の最高法規である日本国憲法に掲げ、国民のたゆめぬたたかいと平和を願う総意で守ってきました。

ところが、政府は、歴代内閣の法解釈を覆す「安全保障関連法案」を今国会で成立させようとしています。憲法学者の多くが憲法違反と批判し、国民の多くも疑問や反対の声をあげていますが、政府は耳を傾けようとはしません。このまま、この戦争法案の強行採決を許すわけにはいきません。

今年度より子ども・子育て支援新制度が施行されました。この制度の本質は、児童福祉法24条1項に規定された市町村の保育実施責任を形骸化し、保育を市場化しようとするものです。さらに社会福祉法人制度「改革」も、社会福祉法人に地域公益活動を義務付けるなど公的責任を後退させる一方で企業参入をすすめ、社会福祉・社会保障の分野を産業化することがねらいです。保育・福祉を市場化し、国・自治体の責任を後退させるこれらの動きは、憲法25条の生存権保障に反するものであることは間違いありません。そして、憲法9条をないがしろにして戦争ができる国づくりに踏み出そうとする動きともつながっているのです。

今こそ、憲法を守り、暮らしの中にかいていくたたかいを正面にすえるときです。

いま、「戦争法案を廃案に」の一点で国民のたたかいが、空前の規模で日本列島を覆っています。8月30日には全国で100万人をこえる人々―青年・学生、子育て世代、学者・研究者、弁護士、宗教者などが、自らの問題として自主的・自覚的に行動を起こし、共同の輪があらゆる世代に広がっています。「だれの子どものころさせない」「子どもを守れ」「いのちを守れ」と、お母さんお父さんたちも各地の集会やパレードで訴えています。

全国各地の取り組みに勇気づけられ、私たちも声をあげ行動しようではありませんか。子どもたちの未来に責任を持つ立場から、多くの人たちに語りかけ、仲間を広げ、このたたかいを前進させましょう。

2015年9月7日

第18回経営懇話会夏季セミナー 参加者一同

●記念講演

日本は 戦争をするのか

－集団的自衛権と自衛隊

半田 滋（東京新聞論説兼編集委員）

現在、安全保障関連法案の審議は、7月15日衆議院の特別委員会での強行採決をへて、参議院で行わ



れています。これまで、自衛隊が海外で活動できるようにするための法律は、難産をしてきたという経過があ

ります。現在自衛隊は、国連平和維持活動法（PKO協力法）にもとづいて、アフリカの南スーダンで紛争国の中に割って入って平和をもたらすための活動を行っていますが、この法律ができるのでさえ、三つの国会を要しました。

1992年に国連平和維持活動法はできました。この法律に基づいて約20年間のうちに自衛隊の海外派遣が14回も行なわれてきました。しかし問題にならなかったのは、憲法9条の規定にしたがって絶対に海外では武力行使をしない、自分の身を守るために武器を持っているがこれを使えとしたら相手から攻撃を受けて自分の身を守るという正当防衛以外には使わない、と自制的な武器使用基準のもと抑制的な活動が行われていたからです。これが日本国憲法にもとづく自衛隊の海外派遣でした。

それでも国会のなかでは、武器を持たせて海外に出たら戦争をしてしまうのではないかと、そういう疑いが消えなかった、だから当時の自民党政権も時間をかけて野党を説得し手間ひまをかけてこの法案を成立させたのです。

今回の場合は、まず法案の数が違います。国際平和支援法、という新しい法律の他に、もう一つの法

案がありますが、このなかに 10 本の既存の法律が入っています。全体としては 2 本の法案ですがよく見ると 11 本の法案があって、それをわずか半年程度の一国会で仕上げてしまおうというのですから、一本の法案で三国会使ったということと比べるといかにも拙速、といえます。

安全保障関連法で抑止力が高まる？

—事実とデータにもとづく検証が必要

この法案が成立したら、今は憲法違反と言われている武力行使を自衛隊ができるようになり、海外で自衛隊の若者たちが殺したり殺されたりするようになります。安部首相は日本を取り巻く安全保障環境が悪化していると言います。そしてどの国も一国では安全を守りきれないから一緒になって複数の国と手を携えることが必要だ、と主張します。例えば「日米安全保障条約を結んでいるアメリカが攻撃されたら、今までは自衛隊は助けに行けなかったけどこれからは助けに行くべきじゃないか、それによってますます日本の抑止力が高まってどこの国からも攻撃を受けなくなる、一層平和になり安全になる」という言い方をしています。果たして、本当なのでしょうか。検証する必要があります。どの国が攻撃を仕掛けようとしているのか、アメリカが他国から攻撃を受けることがあるのかなど、物事は事実とデータに基づいて厳正に考えていかなければいけません。

安倍政権以前は、自民党政府はずっと、海外での武力行使はできない、集団的自衛権は行使できないと言っていました。また、防衛白書等を読んでも、特段に日本に差し迫る危険があるようには思えません。安倍首相は、航空自衛隊のスクランブル発進の回数が 7 年前の 10 倍になっているから日本は危険になったと言っています。しかし、実は冷戦時代は今よりはるかにスクランブル発進の回数が多かったという事実を指摘せざるをえません。去年が一番多かったというけれども冷戦時代が多く、毎年、700 回から 800 回のスクランブルが行われていました。すると、冷戦時代と比べたらはるかに今の方が安全

ということになります。スクランブル発進だけを見て日本をとりまく安全保障環境を評価するとすれば、危険になっているのではなく安全になっていると言わなければいけない。それを安倍さんは逆に言っています。

「安全保障環境の悪化」を繰り返す背景

何でそんなことを言うのでしょうか。私は、安倍さんの趣味の世界だと思っています。お好きだから言ってるんだろうと。母方の祖父の岸信介さんは安保条約を改定しただけで無念の退陣を余儀なくされました。そのおじいさんがやりたかったこと一憲法の改正と自衛隊の国防軍化—を自分がかなえる、というのが安倍さんの考えではないでしょうか。

安倍さんは 2004 年に「この国を守る決意」という本を出しています。その中で「軍事同盟とは血の同盟」と書いています。アメリカは日本を守るために血を流すことがある、だが日本は憲法の規定があって血を流すことはない、これでは対等なパートナーシップとは言えない、日米安全保障条約を堂々たる双務性に引き上げていくことが我々の重大な任務だ、それには集団的自衛権の行使が必要である。そういう風に自分の信念として言っています。

日米安保条約では第 5 条に、日本が攻撃されたときにアメリカが日本を防衛してくれるという規定があります。これは無条件にではなく、アメリカの憲法およびその手続きに従ってということです。手続きとは、議会の決定です。日本が攻撃されてもアメリカの国益にならないとなれば守ってくれなくてもいいというのが第 5 条です。一方、日本は憲法の規定がありますから、アメリカを守るために海外で武力行使はできません。ただし、安保条約の第 6 条で日本はアメリカに基地を提供する義務があるとあり、第 5 条と第 6 条が相殺されて公平な条約になっている、というのがこれまで政府の見解でした。

第 6 条に関しては、47 の都道府県のうち 28 都道府県、実に半分以上の県に在日米軍基地が置かれてい

ます。さらに、条約には書かれていませんが、日本はアメリカのために「思いやり予算」と言ってアメリカ兵が日本で快適に過ごせるようにお金も支払っています。基地内はもちろん、基地の外にアメリカ兵が家を借りて住む場合も、そこで使う光熱水量も日本のお金で払っています。また、基地があれば騒音の被害や墜落の恐怖があるので、周辺に及ぼす被害を防衛相が損失補償をするというようなことも含めて、米軍基地があることによって日本は 6400 億円ものお金を毎年アメリカのために使っているのです。

第 6 条で日本の負担が大きいことははっきり目に見えていますが、第 5 条でアメリカが日本のために戦ったことはありません。抑止力という目に見えないもののために我々は、お金を支払わされているのかもしれませんが、いずれにしても、5 条と 6 条でこれまでの自民党政権は対等だと言っていました、それを安倍さん 1 人が、これは不公平だと主張しています。その主張に従って彼は、すべての法律を変えようとしています。

安倍首相が好んで使う「日本をとりまく安全保障環境の悪化」という言葉は、最近言い出したわけではありません。第 1 次安倍政権下の 2007 年 5 月、安保法制懇という安全保障問題を検討する有識者会議がつけられました。安倍さんと同じような考えを持つ学識経験者や元官僚、自衛官を集めて、日本をとりまく安全保障環境がますます悪化しているから議論をしてほしい、と諮問したわけです。ところが、その後、安倍さんは 9 月に辞任。安保法制懇からは、集団的自衛権行使に踏み切るべき、と思いついた答申が出されましたが、憲法解釈はかわらず、新しい法案も国会に提出されることはありませんでした。



安倍さんが危ない、と言っていたのに、

そのあとの福田康夫首相も麻生太郎首相もその後の民主党政権下の三人の首相とも、誰一人として憲法解釈を変える必要があるとは言わなかったのです。

ところが、2012 年に安倍さんが再び首相になり 2013 年 2 月に同じメンバーで安保法制懇をつくって、やはり同じことを言うのです。「日本をとりまく安全保障環境がますます悪化している」と。安倍さんが首相になっているときだけ、安全保障環境が悪くなる、ということがあるのでしょうか。安倍さんは自分の頭のなかで作り上げている世界があって、その実現のためにわざわざ有識者を集めたり今回のような法案をつくったりしているのではないのでしょうか。安全保障環境は危なくなっていないと、防衛省の制服組や在外高官（駐在武官）たちはみんな、首をひねっています。

任期 4 年間のロードマップ

今回の法案について、安倍さんは今春訪米した際、上下両院合同会議での演説で夏までに成就させると言ってきました。なぜ、夏までと期限を区切っているのか。それは、安倍さんの中で今回の任期 4 年間のなかでのロードマップ（行程表）ができているからではないと思うのです。

去年の 12 月に衆議院を解散しました。解散する時にはアベノミクス解散と言って、消費税を 8% からあげないことを争点とする解散だと言いながら、自民党が勝ったとわかったその晩のうちに「集団的自衛権の行使についてご理解を得られた」と言い始めました。さらにテレビでキャスターに憲法改正もすすめるのか？と聞かれて「そういうことです」とはっきり答えました。でも、そんなことを選挙中に言っていたのでしょうか。確かに、自民党の膨大な公約集の中に一行入ってはいます。読めばわかると思いますが、損害保険等の契約証と一緒に誰も読みません。読まないけれど、書いてありますから、というわけです。そういうやり方で、ご自身は選挙に勝って白紙委任状をもらったつもりでいます。衆議院で三分の二以上の議席をとったので、憲法改正に必

要な衆議院側の発議もできるようになりました。もし解散しなければあと2年で終わるはずだった安倍政権が、2倍の4年に伸びたことによって、様々な予定を立てることができた、といえます。

まず1年目は安全保障関連法案をこの通常国会中に成立させることを狙っています。そのうえで、来年は参議院選挙です。“もし、この法案がもめれば国民の反発も相当あるから、なるべくこの夏までに成立させて済ませたい、来年にはきっと国民も忘れて、現に消費税を8%にあげたときも、支持率が下がったけれど後の調査でまた上がっているじゃないか”、安倍さんはそんな風に国民をなめています。来年、参議院選挙が行われる前には、何かまた耳触りのいいことを言って、三分の二をとれるだろうと思っているでしょう。三分の二をとることができれば、衆議院・参議院で憲法96条の改憲の発議ができて、国民投票を行うことができるようになり、2017年第1回目の国民投票を行う、これが3年目の予定です。

1回目の国民投票が行われるとすると、まず、公明党が主張している環境権を入れようと考えているでしょう。第1回目の改憲はお試し改憲といわれています。本当は憲法9条を変えたいけれどハードルが高すぎて国民が反発するかもしれないからまず耳触りのいいところからやろうということでお試し改憲です。環境権や財政規律条項、このあたりなら国民が賛成してくれるだろう、ということです。さらに、東日本大震災の記憶が消える前に、緊急事態条項も入れようという動きがでてくるかもしれません。内閣に一部の立法権も与えて緊急事態に内閣の判断で何でもできるようにしましょう、というのが緊急事態条項です。

しかし、緊急事態は災害派遣だけではありません。戦争をするときも緊急事態であることを注意しなければなりません。今回安全保障関連法案であげているような、存立危機事態＝集団的自衛権行使の法律や、重要影響事態＝他国の軍隊を後方支援する法律は、国会の事前承認は「原則」でしかありません。

急いでいるときは時の内閣が判断して、自衛隊を海外に送り出してから、これは緊急事態だったからとあとから国会に承認



を求めることもできることになっています。さらにすでに施行されている特定秘密保護法がかぶってきます。どうなるかというと、安倍内閣としてはすでに自衛隊を中東の某国に派遣しています、隊員の安全に関わることで具体的な場所・派遣期間・活動内容は明らかにできません、しかし安倍内閣として必要な派遣を実行したものです、どうか国会のみなさんには承認を願いたい——何をやっているかわからないけれど、与党三分の二が賛成し、棺になって隊員が帰ってきて初めて事の重大性に私たち国民が気付く・・・こんなシナリオが予想されます。今回の法案が成立し、すでに施行されている特定秘密保護法を重ねていって、さらに緊急事態条項が憲法に盛り込まれるとすれば、安倍内閣は何でもできてしまうことになります。緊急事態条項には、要注意です。

任期が切れる最後の4年目。この時にいよいよ本丸の憲法9条を改定するための国民投票を計画しているのではないかと思います。4年間で、日本の国柄を全部変える、最短距離でいけば4年で憲法9条を変えて国防軍をもてる、そうすれば今回憲法違反だと言われている法律はたちまち合憲の法律に変わるわけです。

そういうロードマップを描いているから、安倍さんはアメリカで「夏までに成就させる」と約束してきたのです。8月30日にあれだけ多くの人が国会の前で声をあげました。それは、60年安保の時とは全く異質のものでした。労働組合や学生の動員もなく、自然発生的にあちこちから若者やお年寄りが集まってきました。世代や立場をこえて、たくさんの人が集まって同時発生的に声をあげた—それでも安倍さんは、いま現在はやろうとしている。それは、夏ま

でにと言ったことが対米公約、国際公約になっているからです。今回、参議院で 60 日ルールは使いませんが、強行採決してでもやろうという姿勢だといえます。

二つの犠牲をはらってかちとった訪米の機会

実は、安倍内閣はオバマ大統領に嫌われています。その事実、昨年のアメリカの新聞を見るとわかります。昨年 3 月のニューヨークタイムズ紙社説「安倍首相のナショナリズム的性質が日米関係にこれまでにない脅威となっている」、4 月号のフォーリンポリシー（外交専門誌）「オバマ政権が安倍氏を信用しがたい人物とみなしているのは公然の秘密である」、ここまで嫌われていた人が、国賓として訪米した背景には多大な犠牲があったと言わざるをえません

安倍さんが 2012 年 12 月に二度目の首相になってすぐに日本政府は安倍首相の訪米を打診しましたが、大統領の多忙を理由に断られました。あのアメリカが日本の首相と会おうとしなかったのです。振り返ってみると第一次安倍政時に一つの原因がありました。2007 年の 6 月に歴史独立委員会（代表は桜井よし子氏）という組織がワシントンポスト紙に、慰安婦問題について強制連行を示す公文書は残っていないとする意見広告をだしました。アメリカでは、慰安婦問題は狭義の強制性の問題ではなく、本人の意に反し軍の中で性的なサービスを強要された重大な人権問題というとらえ方です。ですから翌 7 月にアメリカの下院が満場一致で日本政府は慰安婦問題で正式に謝罪をすべきという決議を出しています。安倍さんはこれを無視したんです。

そして、2012 年秋、安倍さんは自分の名前入りで同じ意見広告をニュージャージー州の地方新聞に出しました。韓国の民間団体が図書館のまえに慰安婦の銅像を建てたのがニュージャージー州だったので。要するにアメリカを舞台に日韓が対立している姿をあらわにしたのがこの意見広告でした。この広告を出してオバマ大統領がどう受けとめるでしょうか。人権派の弁護士・人権を重んじる人として大統

領に着任したオバマさんが、人権蹂躪をする右代表の安倍首相を大歓迎するわけではありません。それでアメリカ政府は断ったんです。慌てた外務省が、TPP について議論しましょう、とオバマさんがやりたい TPP について、わざわざこちらから声をかけました。

2012 年の総選挙時には例外なき関税撤廃であれば反対、と自民党の公約に書いていましたが、手のひらを返すように突然議論をはじめました。すると、13 年の 2 月に来てもいいですよ、と呼ばれてアメリカにいきました。会見は、昼食をくみこんでも 1 時間 45 分。アメリカは、会見後の共同記者会見も上下両院でのスピーチも用意してくれませんでした。プライドが高い安倍さんですから、はらわた煮えくりかえる思いで帰って来たに違いないと思います。3 か月後にこの怒りはさらに増幅します。就任直後の韓国の朴槿恵大統領が訪米し、共同記者会見を行っただけでなく上下両院の合同会議で演説する機会も与えてもらっていた。さらに、その一月後に中国の習近平国家主席が訪米しました。西海岸のカリフォルニアに行ったのにオバマさんは大統領専用機で来て二日間で 8 時間にわたって会談しました。昼食含めて 1 時間 45 分の人と 2 日間にわたって 8 時間話す人、どちらが今アメリカにとって重要なパートナーか、はっきりしています。

この怒りに目がくらんだ安倍首相は、この年の 12 月 26 日に靖国神社に参拝しました。韓国・中国が反発しただけではなく、アメリカから失望した、と言われたんです。去年の 1 月にはバーンズ 국무副長官が日本に送り込まれて「なんで失望したと言っているのかわからないのか、韓国と日本の関係が悪くなるのは困る、日米韓三か国で北朝鮮に対処していかなければならないのに何をやっているのか」と言ってきました。アメリカ側は、怒っている、何かあっても日本を助けない、という強烈なメッセージを出してきたのですが、そのことに安倍政権はしばらく気がつきませんでした。3 月に河野談話の見直しをしようとして、どうもアメリカの様子がおかしい

…とこの頃から気がついて、検証はするけど見直しはしないという訳のわからないところで話しを収めました。そして、T P Pの話をしませうということとで去年の4月のオバマさんの来日にこぎつけたのです。

T P Pの中味は、非公開ですが、おおよそわかってきました。牛肉や豚肉の関税を大幅に引き下げようとする内容です。これでは日本の畜産農家は全滅です。米と麦と乳製品については関税を維持することになりましたが、アメリカはいきなり米を20万トン輸入しろと言ってきています。日本が認められるのは5万トンです。仮に10万トンであっても、それだけの米が入ってくれば、日本のコメ農家、特に兼業農家は全滅です。要するにT P Pとは、日本の農家をアメリカに差し出すということなんです。これが一つの犠牲です。さらに、食の安全基準が違いますから、遺伝子組み換え作物をアメリカでは食物として認めていても日本では認めていません。T P Pがもし締結されたら、アメリカの農業企業が日本政府を訴えることもできるようになってしまいます(I S D S条項)。多大な損害賠償を日本政府が支払わなければならないのです。食の安全をもゆるがせにするものがT P Pだと言わざるをえません。

もう一つは、日本側が申し入れたガイドラインの改定です。ガイドラインとは、日米安保条約だけではわかりにくいそれぞれの役割分担を定めた文章です。1978年に定められました。限定的小規模侵攻の時は自衛隊が対処する、これを上回る侵略があったらアメリカの打撃力を期待する、とありますが、あくまでも約束ではなく期待です。97年に一度改定をされて朝鮮半島など日本の近くでアメリカが戦争をするときには、憲法の範囲の中でアメリカに協力をする、となりました。今回の改定では、その「周辺」という概念を取り外しました。世界中で戦争するアメリカがどこで戦ったとしても、自衛隊はどこまでも出ていってアメリカのお手伝いをします、さらにその戦争が日本の存立に影響するような場合には自衛隊も米軍と一緒に武器をとって戦います、とし

ました。要するにアメリカの戦争に自衛隊を差し出す、これが二つ目です。

T P Pで日本の農業を差し出して、ガイドラインの改定で自衛隊をアメリカに差し出す、この二つの犠牲を払うことによって安倍さんは国賓としてもてなされました。そして、夏までに成就させると言った訳ですから、今回の重みを安倍さん自身よくわかっているはずです。これだけ大きな犠牲を払った以上、この国会で何としても成立させなければいけない。安倍さんがゆずらない理由は、もうすでに自衛隊と農業を犠牲にしたということを彼自身重たく受け止めているからだ、私は思っています。

想定する事態と具体例—難しい問題を更に難しく

図表1『安倍政権が想定する事態と具体例』をみてみましょう。表では『日本の平和と安全に関すること』として4つの事態があげられていますが、上から下に行くにしたがって武力行使の度合いが高くなると説明されています。

安倍政権はずるいなと思います。難しい話を分かりやすく伝えて国民の合意を取り付けながら行うのが政治家のあり方だと思いますが、わざわざ難しい問題をさらに難しくして国民を煙に巻いたままやってしまえ、という姿勢がうかがえます。

安倍政権が想定する事態と具体例		図表1
事態・活動の名称と自衛隊の対応	適用する主な法律	
日本の平和と安全に関すること	グレーゾーン事態 ・尖閣諸島など領土の不法占拠への対応 ・米軍などの武器を防護	自衛隊法改正案 迅速な自衛隊の出動
	重要影響事態 ・世界中で起る紛争で、日本が他国軍を後方支援する	重要影響事態法案(周辺事態法改正案) 米軍などの支援、弾薬の提供など
	武力攻撃事態 ・日本に対する直接的な武力攻撃への対応	武力攻撃事態法改正案 暫時的自衛権
	存立危機事態 ・朝鮮半島有事への対応 ・ホルムズ海峡での機雷除去	集団的自衛権
世界の平和と安全に関すること	国際平和共同対処事態 ・アフガニスタンで「対テロ戦争」に加わる有志連合への後方支援	国際平和支援法案(恒久法) 後方支援、弾薬の提供
	国際連携平和安全活動 ・イラク戦争後、イラク・サマワで行った人道復興支援活動	PKO協力法改正案 駆けつけ警護、任務遂行の武器使用

＜存立危機事態—事態を認定するの時の政権！？＞

存立危機事態が集団的自衛権の行使に該当するものです。今まで自衛隊が武力行使できるのは、下記の「自衛権行使の三要件」に限られていました。①急迫不正の事態。日本が外国から攻撃を受けているという事実があるということ。②これを解決するのに、他に適当な手段がないこと。③武力行使をしたとしても必要最小限度でとどめるべきこと。

去年の7月に安倍政権は、この三要件のうち第一の要件をガラッと変えました。どういう場面で、自衛隊が武力行使できるようになったかという日本が武力攻撃を受ける、これは今までと一緒ですが、そのあとが違います。「密接な関係にある国が武力攻撃を受けこれにより日本の存立が脅かされ国民の生命・自由、および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」は、武力行使ができる、とされました。私には、この意味がわかりません。安倍さんもわかっていないと思います。

密接な関係、と言えはアメリカです。アメリカが攻撃を受けることがあるかどうかは別にして、アメリカと日本は太平洋を隔てて1万キロ以上離れています。弾が飛んでくるような距離ではないのに、アメリカが攻撃を受けることで何で日本の存立が脅かされるのか、私にはわかりません。さらに言えば、アメリカの軍艦がどこかの国の攻撃を受けてどこかで沈没してしまうかもしれません。それがなぜ日本人の生命を危うくするのでしょうか。日本人は乗っていません。結局、どういう場面で存立危機事態になるかという、その時の政権が認定することが存立危機事態になる、と考えるほかありません。

ところが、国会での答弁で、民主党の岡田代表の質問に答えて、安倍首相は、他国の領土領海において日本が武力行使することはこれまでもこれからもありません、と答弁したんです。戦争するということは、他国の領土領海で武力行使することです。

現に国連に報告された集団的自衛権行使の例を見れば明白です。これまで報告された14例のうち4

例がアメリカで、一番有名なのはベトナム戦争です。ベトナム戦争では、南ベトナム政府が、共産主義化している北ベトナムから圧力を受けたと言ってアメリカに協力要請をしたと、アメリカが報告しています。アメリカは集団的自衛権を行使して参戦していきます。その結果、泥沼の戦争になってアメリカ兵5万8000人がベトナムで戦死しました。韓国はアメリカの協力要請を受けて20万人が参戦し5000人が戦死をしました。南北のベトナム兵は90万人が戦死。戦争に巻き込まれたベトナムの人たちは、300万人が犠牲になった。ひどい戦争になったわけです。西側の国が共産主義化しそうな国を守るためといって侵略をするために集団的自衛権が使われました。また、東側も同じです。ソ連が依頼を受けたと言って、アフガニスタンに侵攻して泥沼の戦いをして2万人ものソ連兵が死んだ。アフガニスタンでどれほどの若者が死んでいるかわかりません。これが集団的自衛権行使の実態です。

ところが、安倍さんは他国の領土領海領空で戦うことは決してない、と言いました。では、自衛隊はどこで戦争をするんですか、というと領土領海領空の手前の公海とその上空で戦争をするということです。戦争をしている相手に、こっちに出て来いと言って出てくるわけはありませんから、こちらから出ていく、他国の領土領海に入っていくとしか考えようがありません。おかしい話ですが、行くことは決してないと言いながら、例外としてホルムズ海峡に行って機雷除去だけはやると言っていました。なぜなら湾岸諸国から輸入する石油の8割がホルムズ海峡を通ってくる、その石油がもし止まって灯油不足になったら北海道で凍死者続出という事態になりかねない、高村副総裁が言っていました。

＜エネルギーから考える存立危機事態＞

この問題でもデータと事実がとても大事です。資源エネルギー庁の2014年のデータによると、日本の発電を担っているのは第1位がLNG液化天然ガスで、43.2%。第2位が石炭30.3%、第3位にやっ

と石油で、13.7%。13.7%の8割ということは全体

の1割です。日本全体のエネルギーの1割が来ないだけで存立危機事態とは言えません。また、石油は、タンカーで送り出すだけでなく、パイプラインがあってホルムズ海峡を通らなくても輸出できるようになっています。ですから、これはおかしいと言えます。輸入元をみると、LNGの輸入元第1位はオーストラリア、第2位はカタール、第3位はマレーシア、第4位はロシアです。石炭は70%以上をオーストラリアから買っています。湾岸国からは買っていないので、LNGと石炭で相当エネルギーは補えるということがいえます。どうしても石油が必要だとしても、1975年に定めた石油備蓄法で、民間備蓄として90日分と国家備蓄として110日分が備蓄されています。200日間一滴も石油が入ってこなくても日本は石油不足にはなりません。存立危機事態という言葉からイメージするのは、大変な事態が起きていてただちに対処しなければいけない・自衛隊が武力行使しなければいけない、というイメージです。ところが200日分石油があるとすると、いつが存立危機事態になるのでしょうか。200日目にいよいよ存立危機事態になるのでしょうか。そうすると、200日間安倍内閣は何をやっていたのか、ということになります。

<邦人輸送中の米輸送艦の防護>



もう一つ安倍さんがよく上げる例が、図表2「邦人輸送中の米輸送艦の防護」です。有事は朝鮮半島での戦争勃発を想定し、アメリカの軍艦に赤ちゃんを抱いたお母さん、女の子などが載っているとしています。アメリカがこの軍艦を守って下さいと要請するけれど、自衛隊は守れないから防護の上に×印が

書いてあります。安倍さんは去年の記者会見でこのパネルを指し示しながら、「ここに乗っているのがみなさんのお父さんお母さんおじいちゃんおばあさん、あるいは子どもたちかもしれない。このような人たちを日本政府は守ることができない！」と言ったわけです。ここまで首相が言うなら、このような場合だけは守れるようにしなければいけないかなと、国民に思わせるような説明でした。

実際はどうでしょうか。ここでもデータと事実をもとに考えることが重要です。韓国に3万人の日本人がいて、朝鮮半島が危なくなってきたら日本の外務省が退避勧告を出します。2万人は民間航空機などで帰ってくる、間に合わなくなりそうなときは自衛隊が行って残り1万人を船と飛行機で連れて帰ってくるという計画があります。それでも取り残してしまう場合はアメリカに連れて帰ってもらえませんか、と頼んだことがあります。断られています。結局、ガイドラインには、日本政府は日本人を、アメリカ政府はアメリカ人を、それぞれ責任もって連れて帰る、と書いてあります。運んでくれるとは書いていません。今回のガイドライン改定でもアメリカが運んでくれるとは一言も書いていない。こんなことは起きない、ということです。最近、中谷防衛大臣は、乗っていなくても守る、と言っていますが、そうすると去年のあの説明はなんだったんだ、ということになります。

実際は、どんな場面で集団的自衛権の行使を想定しているのかというと、中東の「イスラム国(IS)」対処を考えているのではないかと思います。現在、日本はもちろん参加していません。しかし、今回の法律ができれば、後方支援といって武器や弾薬を運んだり燃料や食料を運んだりできるわけですから、いきなり空爆ということではなくても、米軍基地に行ってお手伝いをするようなことは出来ます。そうして何年かしたら爆弾を落とすようになるのではないのでしょうか。

<重要影響事態と国際平和共同対処事態>

重要影響事態と国際平和共同対処事態、この二つの

事態で、自衛隊がやることは同じです。アメリカ軍など戦争する軍のお手伝いをして、物を運んだり提供したりすることです。今まで自衛隊を海外に派遣する時は、「非戦闘地域—戦闘が行われない地域」と決まっていた。それを今回「現に戦闘が行われていない地域」に変えてしまったんです。今までという戦闘地域が一部含まれることになったんです。昨日まで戦闘が行われていても今日は行われていなければ、物資の補給等の要請をうけて持っていくことにしようとしています。しかし、戦争している相手の国からしたら、物資等を運んでいく日本も敵です。当然一緒になって攻撃されるでしょう。物を運んでいる間無防備になっている自衛隊は一層危ないのではないのでしょうか。安倍さんは「隊員のリスクは変わらない」と言います。なぜなら、攻撃を受けたら自衛隊はそこで活動を休止するから、と。かえって攻撃されやすいではないですか、という不本意ながら身を守るために正当防衛として応戦しなければならないという。結局、武力行使をすることになって、さらにアメリカ軍とお互いを守り合うような状況になれば、集団的自衛権の行使になってしまう。とすると、これらの事態は後方支援ではなく武力行使そのもの、と言えます。

現に後方支援がどんなに危ないかデータもあります。太平洋戦争のとき、日本は兵隊さんや食料を南方に送り届けるために民間船舶を徴用しました。そこでアメリカの潜水艦の餌食になり多くが沈められました。日本海軍はたくさんの空母や戦艦を失いま



したが、戦死率は17%でした。民間船舶の船員さんの死亡率は43%。後方支援の方が危ないということは歴史とデータが証明しています。

<グレーゾーン事態>

モヤモヤした事態のことを安倍さんがグレーゾーン事態と名づけました。自衛官は、自分たちの武器

が奪われたり破壊されそうなときはその武器を守るために武器を使ってもいいという規定がある、これをオーストラリアやアメリカの艦艇にも当てはめて守ろうとしています。でも自分たちが攻撃を受けていないのに、アメリカを守るために攻撃をするのは先制攻撃です。集団的自衛権の行使にほかなりません。ですから、今回の法律は自衛官 23 万人の判断で集団的自衛権の行使を認めるということまで含まれていると言っても過言ではないのです。アメリカ軍の行動基準（法律）—ユニットセルフディフェンスでは、集団的自衛権の行使を命令することができるのは大統領と国務長官の二人だけと規定されています。アメリカ兵 150 万人のうち、たった二人です。日本は 23 万人の隊員、誰の考えでもいい、現場の隊員の判断で戦争になってしまうということです。武器を使って守ればその時点で戦争になってしまう、巻き込まれた後に、後付けで、集団的自衛権の行使を認めましょう、と承認を得ればいいということになります。一番上のグレーゾーン事態でさえ、最終的には自衛隊が戦争をすることになるという意味では、戦争法案という命名は的を得た言い方だと思います。

こういうことが、現在論議されている中味です。この法案で、日本が平和になるとは、安倍さんとその取り巻きしか信用していません。

自衛隊の活動の様子から—戦死者ゼロが1になっていいのか

日本はすでにアメリカの後方支援をやっています。9.11 同時多発テロの犯人をアルカイダだと決めつけて、アルカイダを応援したタリバンがいるアフガニスタンを攻撃したのがアフガン攻撃です。その時に、show the flag（旗幟を鮮明にせよ）と言われ、テロ対策特別措置法という法律をつくってインド洋に海上自衛隊を送りだし、補給艦で燃料の補給を行ってきました。9 年間、アメリカだけでなく 11 か国に燃料を補給していました。本来は 3 年で切れる特措法を伸ばし続け、野党からやめようという声も

あがりましたが、各国から高く評価されているからと、延長を繰り返してきました。なんで高く評価されているのか調べてみると、燃料をただであげていたのです。日本の補給艦からたっぷり補給してもらったアメリカの補給艦は、よその国に有料で売っていました。高く評価されるのはあたりまえです。

そのあと、アメリカがイラク攻撃を始めました。日本はこの戦争への支持を他国に先駆けて表明したところ、**boots on the ground**（陸上自衛隊を派遣せよ）と言われ、イラク南部のサマワに派遣しました。砂漠の中に宿営地をつくって2年半にわたって活動しました。土囊をつみあげて作った要塞の中に宿営地がおかれていました。非戦闘地域でしたが、2年半の間に22発のロケット弾がうちこまれ、そのうち4発が宿営地内に落下しました。死者や負傷者が出なかったのは奇跡的です。

自衛隊は、憲法の規定が歯止めになって、人道支援の活動をしてきました。自衛隊のみなさんからすれば、自分たちは人助け・国づくりに来ている、という認識だったでしょう。それが今までの自衛隊の活動でした。

イラク派遣の時に、隣のクウェートに航空自衛隊が派遣されていました。陸上自衛隊の交代部隊を運ぶのが任務だったんですが、2年半で陸上自衛隊は全部帰ってしまいました。運ぶものはもうないので、航空自衛隊も帰りたいかったのですが、アメリカに止められました。日本政府は当時、国連職員や国連物資を運ぶと新聞等マスコミを通じて、国民に説明していました。でも、どうも行き先が違う、国連がいる北部のアルビルじゃなくて、米軍のいるバグダッドに行っている、しかも週3便も4便も定期便で行っていることがわかりました。そこで、調べていくと、実は米兵を空輸していました。この活動が終わって国会で報告された資料を見ると、運んだ国連職員は2700人、陸上自衛官は1万人、アメリカ兵は2万3000人です。米兵の空輸だったことがわかりました。

こういった情報を私が東京新聞に書き、2008年の

4月に名古屋高裁が航空自衛隊の空輸活動はアメリカ軍の武力行使と一体化していて憲法違反だと確定しました。この、憲法違反だと言われたことを、今回は法律で合法化しようとしています。裁判になれば憲法違反になる法案が、今、論されているのです。

この時は航空自衛隊が5年、陸上自衛隊が2年半、派遣されている間に一人も戦死者がでなかったにも関わらず、日本に帰ってきてから29人の若者が自殺しました。PTSDで、死んでいる人も明らかにいます。本当は、なんでこれだけ死んだ人がいるのかを調べる必要があるのに、調べていません。それだけではなく、日本政府として世界中で問題を指摘されているイラク戦争について、検証しようとしません。これでいいのでしょうか。安倍さんは、今でも「隊員にはリスクがある、創設以来1800人が死んでいる」と言っています。確かに訓練時等に1874人死んでいます。しかし、戦死者はゼロなんです、1人も死んでいません。この法案が通って海外派遣が行なわれて、仮に戦闘で亡くなった場合、単なるプラス1という受けとめでいいのでしょうか。この、ひとりの犠牲は、日本の国柄が大きく変わってしまったということを意味します。戦後70年の平和国家の看板を下ろすような、そんなことにしてはいけない、という意味ではないでしょうか。



この動き、法案を止めるのは、なかなか容易ではありません。しかし、私たちの力で止めるしかありません。野党にまかせてお願いします、というようなことで済む話ではありません。みなさんがおしえておられるちいさな子どもたちが将来こういう戦争で亡くなるようなことがあっては絶対によくないと思います。一緒にがんばりましょう。

（当日の講演録音をもとにまとめました。文責：事務局）

当面の課題

●新制度の改善を求めよう 自治体ごとの状況や課題を把握し、共有することから始めよう

園長会や、職員会議などで、起こっている事態を出しあい共有したり、率直な疑問や意見を出しあうことから、学習を始めましょう。新制度の実施主体である自治体と関係をつくりつつ、地域子ども全体の保育を底上げするためにも、園長会の役割が重要になっています。

また、保護者や職員に、新制度の内容を知らせながら、問題点や課題を伝えていきましょう。

●学習会開催費補助活用を

学習会の開催費補助を継続します。

＊新制度に関わる学習会の他、平和に関する内容や幅広い社会状況に関わる内容についても含めます。

＊都道府県単位での学習会で、会員に限定せず、会員外の保育園等に積極的に働きかける内容であることを基本とします。

＊開催費用の不足分を補助します（上限5万円）。

●国・自治体に働きかけよう

今後、内閣府・厚労省との懇談を予定しています（年内をめどに準備中）。各園でのおこっている問題や疑問、自治体での状況、要請したい内容等をお知らせください。

全国保育団体連絡会が中心になっており組んでいる請願署名も活用し、各自治体でも懇談・要請を行ないましょう。

※自治体に向けた懇談・要請を行なっている地域は、内容を教えて下さい。

●主任セミナーin 宮城

第12回主任セミナーを、11月10～11日に宮城県松島町で開催します。

今回は、例年の金・土の日程では会場確保ができず、やむなく火・水の日程になりました。各保育園では職員体制に余裕がないなど、職員体制のやりくりに追われていることと思いますが、今後の園運営の核となる人材育成にむけて、主任さんを送り出してください。よろしくお願いします。

第12回主任セミナー

日時 11月10日(火)13時～11日(水)15時30分

会場・宿泊 ホテル松島大観荘（宮城県松島町）

仙台駅より JR 仙石線にて 39 分、松島海岸駅下車

参加費 8000 円

宿泊費 12500 円（予定）1泊2食、弁当 1300 円

同封資料～ご確認ください

①主任セミナー案内書

申込み締切 11月2日(月)

②資料集

＊8.28 事務連絡（処遇改善加算について）

＊事務連絡について（原田秀一）

＊その他

③公開研究会のお知らせ